

消費者トラブル事例

【業務提供誘引販売取引】

令和4年3月

<目次>

01：高額な専用サーバ費用がかかると言われたパソコン内職

分類	内職・副業	販売方法	業務提供誘引販売取引
タイトル	高額な専用サーバ費用がかかると言われたパソコン内職		
相談内容	<p>普段はアルバイトをしている。在宅ワークを探していた。SNSで紹介されていた業者のウェブサイトから、氏名、住所、メールアドレス、電話番号を入力し、登録した。</p> <p>2日前に業者から電話があり、その電話で面接を受けた。1時間ほど仕事の内容の説明を聞いた。月に5万円ぐらい稼ぎたいと思っていることや、志望動機などを話した。その際、「データ入力の仕事に必要な専用サーバの費用や、システム管理費などで、389,550円を支払う必要がある。」と説明を受けた。高額で払えないと断ったら、「分割の方法もある。」と言われた。分割なら払えると思い、やると返事をした。</p> <p>昨日、業者から採用の電話があり、今日、速達でパンフレットや概要書面、クレジット契約書面が送られてきた。</p> <p>高額な費用を払うことに不安を感じたので、やめたい。(20代 女性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>まず、概要書面、クレジット契約書面を送付していただき、内容を確認しました。また、相談者の話から、この契約は特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当すると思われたので、法定記載事項が書かれた契約書面^{※1}を受け取ってから20日間はクーリング・オフ可能であることを伝えました。相談者の場合、期間内でしたので、クーリング・オフ通知をクレジット会社と販売店に送るよう助言しました。</p>		

※1 特定商取引法の改正により、申込みをした者の承諾を得て、電磁的方法でも契約書面を交付できる。
(令和5年6月16日までに施行)

[＜目次へ戻る＞](#)